

2002年9月20日

「総合計画」に盛り込む精神障害者の住居サービスと生活支援の充実

社団法人日本精神科看護技術協会

常任理事 末安 民生

精神障害者の社会復帰促進を検討する際には、それを阻害する要因についても検討をする必要がある。平成13年度に大阪府で実施された精神科在院患者・退院患者調査報告書（以下、大阪府・大阪市調査）によると、地域（施策）における主要な退院阻害要因として「住まいの確保ができない」、「退院に向けてサポートする人的資源が乏しい」、「日常生活を支える制度がない」等が指摘されている。そこで、精神障害者の退院促進と生活支援を結びつけるのは住居の確保からも行われるべきであるという観点から、以下の事項を「総合計画」に盛り込みたい。

○生活訓練後の永住型施設の必要性

大阪府・大阪市調査によると、長期入院患者の多くは「環境の変化に対する不安が強く」、「退院に向けては社会生活技術の取得を促すプログラムが必要である」と指摘されている。そのため、病院から直接地域に帰るのではなく、生活訓練施設利用が望ましいと考えられている。しかし、平成13年度「精神障害者の社会復帰に向けた体制整備のあり方に関する研究」の結果では、利用期限が定められた訓練機関としての性質が高い住居資源よりも、退所後に利用できる永住型住居資源の整備の必要性が報告されている。本計画は基本的な方向性として、住居を公的責任で確保するために公営住宅の活用を推進する必要がある。

○共同住居整備のための施策の必要性

現在までのところ、精神障害者の住居確保のための制度が充実している自治体はほとんどない。わずかではあるが、空室の多くなった県営住宅に多くの精神障害者を受け入れている県や、保証人がいない等の理由で入居契約が困難な人を対象にした居住支援制度（入居機会の確保と安定した居住継続を支援する制度）を設けている市町村もある。また、民間アパート経営者の協力を得て一定の部屋数を確保し、退院後の住居として斡旋するという活動を展開している地区もある。これらの活動は、精神障害者を受け入れる家主とそこで暮らす精神障害者を必要に応じて迅速に支援する体制が伴っていることが特徴である。今後は、この分野にも公的な援助がなされることが必要である。（別添資料）

○住居サービスと生活支援の充実

また、住居確保が可能となって退院しても、生活上の困難で地域生活の維持が難しい精神障害者は多い。大阪府・大阪市調査では長期入院患者に必要な生活支援として「訪問看護」、「食事サービス」、「ホームヘルプ」が上げられている。精神障害者に対する生活支援には、個別の家事援助だけではなく一緒に活動しながらのストレスマネジメントや、自己理解が深まるような関わりながらの病状の観察も必要になる。そこで、配食サービスやホームヘルプサービスと訪問看護がチームを組んで支援することが効果的であると考えられる。困ったことや問題が発生した時に迅速に対応できる訪問看護は、精神障害者の安定した地域生活維持のためには特に重要である。既にその効果の一部は精神科看護を専門領域とする訪問看護ステーションなどによって担われており、今後も「コミュニティナース」の活用などこの方向を強化する必要がある。